

## 補助の流れ（「八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業」）

### ◆ 補助の流れ

- 1) チェックリストの「1. 補助要件」で補助要件を満たすか確認してください。
- 2) 申請書類を準備してください。  
（チェックリストの「2. 申請の提出書類」に記載の必要書類を準備。）
- 3) 2) で準備した申請書類を提出してください。（令和6年6月3日から受付開始）  
※工事の契約締結前に提出してください。（契約後の場合、受付不可）  
※令和7年1月末日までに工事が完了し、実績報告できるもののみ受付可。
- 4) 書類審査等にて交付決定が適当と判断されると、申請者に「八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付決定通知書」が送付されます。
- 5) 4) の通知を受けた後、ブロック塀等の耐震改修工事等に関する契約を締結し、着手してください。  
※実績報告の際に着工前、施工中、完成の写真が必要です。
- 6) 実績報告の書類を準備してください。  
（チェックリストの「3. 実績報告の提出書類」に記載の必要書類を準備。）
- 7) 6) で準備した実績報告書類を提出してください。  
※「工事完了後30日以内」又は「令和7年1月末日」のいずれか早い日までに提出してください。
- 8) 書類審査等にて適当と判断されると、申請者に「八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金額確定通知書」が送付されます。
- 9) 8) の通知を受けた後、「八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金請求書」（別記第12号様式）を提出してください。  
※令和7年2月末日までに提出してください。
- 10) 請求書提出後、口座に補助金が振り込まれます。

### ◆ 申込期間

- ・ 令和6年6月3日（月）から ※予算額に達した時点で終了。（先着順）  
（令和7年1月末日までに工事が完了し、実績報告する必要があります。）